

自動車取得税

この税は、自動車の取得に対して課されるものです。

納める人

県内に主たる定置場（車庫）のある自動車（軽自動車および中古自動車を含む。）の取得者（所有権を留保されているものは買主）です。

納める額

取得したときの価格の3%（軽自動車と営業車は2%）です。

ただし、無償、交換、代物弁済などによって自動車を取得した場合には、通常取引価格が取得した価格になります。

申告と納税

取得した自動車を運輸支局で登録するときに、申告書を提出するとともに県の発行する証紙により税金を納めます。

免税点

自動車の取得価格が50万円以下のときは、税金はかかりません。

市町への交付金

県に納められた自動車取得税のうち66.5%に相当する金額が、県内の市町に交付されます。

排ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の取得に対する特例措置

（取得期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日）

【乗用車】

車種	軽減内容		
	新車 (非課税または軽減税率)	中古車 (取得価額控除)	
電気自動車(燃料電池車を含む)	非課税	45万円控除	
天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減または平成30年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
クリーンディーゼル乗用車 (平成21年排ガス規制適合または平成30年排ガス規制適合の乗用車)			
ガソリン自動車 (ハイブリッド 自動車を含む) LPG車	平成17年排ガス規制75%低減(★★★★) または平成30年排ガス規制50%低減	45万円控除	
	かつ平成32年度燃費基準+50%達成		
	かつ平成32年度燃費基準+40%達成	80%軽減	35万円控除
	かつ平成32年度燃費基準+30%達成	60%軽減	25万円控除
	かつ平成32年度燃費基準+20%達成	40%軽減	15万円控除
	かつ平成32年度燃費基準+10%達成	20%軽減	5万円控除
	かつ平成32年度燃費基準		

（注1） この表は乗用車の場合の特例措置です。バス・トラックの特例措置や、購入した自動車が軽減車種に該当するかについては販売店等にお問合せください。

※自動車取得税における中古車特例の取得額控除に関しては、JC08モードによる燃費値を算定されていない乗用車および軽量車(車両総重量:2.5トン以下のトラック・バス)について、10・15モードによる燃費値により算定し、右記の通りに読み替えます。

【平成27年度燃費基準への読み替え】

平成27年度燃費基準	平成22年度燃費基準
達成	+25%達成
+5%達成	+32%達成
+10%達成	+38%達成
+15%達成	+44%達成
+20%達成	+50%達成
+25%達成	+57%達成

【平成32年度燃費基準への読み替え】

平成32年度燃費基準	平成22年度燃費基準
達成	+50%達成
+10%達成	+65%達成
+20%達成	+80%達成